

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律(昭和48年法律第117号)第2条第2項に規定する第一種特定化学物質	<p>ポリ塩化ビフェニル、ポリ塩化ナフタレン(塩素数が2以上のものに限る。)、ヘキサクロロベンゼン、アルドリン、ディルドリン、エンドリン、DDT、クロルデン又はヘプタクロル(クロルデン類)、ビス(トリブチルズ)＝オキシド、N, N'－ジトリルーパラーフェニレンジアミン、N－トリル－N'－キシリルーパラーフェニレンジアミン又はN, N'－ジキシリルーパラーフェニレンジアミン、2, 4, 6－トリターシャリーブチルフェノール、トキサフェン、マイレックス、ケルセン又はジコホル、ヘキサクロロブター－1, 3－ジエン、2－(2H－1, 2, 3－ベンゾトリアゾール－2－イル)－4, 6－ジターシャリーブチルフェノール、PFOS又はその塩、PFOSF、ペンタクロロベンゼン、アルファー－ヘキサクロロシクロヘキサン、ベーター－ヘキサクロロシクロヘキサン、ガムマー－ヘキサクロロシクロヘキサン、クロルデコン、ヘキサプロモビフェニル、テトラプロモジフェニルエーテル、ペントプロモジフェニルエーテル、ヘキサプロモジフェニルエーテル、ヘプタプロモジフェニルエーテル、エンドスルファン又はベンゾエピン、ヘキサプロモシクロドекан、ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステル、ポリ塩化直鎖パラフィン(炭素数が10から13までのものであつて、塩素の含有量が全重量の48パーセントを超えるものに限る。)、デカプロモジフェニルエーテル、PFOA若しくはペルフルオロアルカン酸(構造が分枝であつて、炭素数が8のものに限る。)又はこれらの塩、ペルフルオロオクタン酸関連物質(ペルフルオロオクチル=ヨージド、8:2フルオロテロマーアルコール、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第1条第1項第35号ハの規定に基づき化学物質を定める省令(令和6年厚生労働省、経済産業省、環境省令第4号)に規定するもの)、ペルフルオロ(ヘキサン－1－スルホン酸)(別名PFHxS)若しくはペルフルオロ(アルカンスルホン酸)(構造が分枝であつて、炭素数が6のものに限る。)又はこれらの塩並びにこれらを含有する混合物又は製剤</p>
ヘキサクロロベンゼン、アルドリン、ディルドリン、エンドリン、DDT、クロルデン類、トキサフェン又はマイレックス、ペンタクロロベンゼン、アルファー－ヘキサクロロシクロヘキサン、ベーター－ヘキサクロロシクロヘキサン、ガムマー－ヘキサクロロシクロヘキサン、クロルデコンが使用されている農薬取締法(昭和23年法律第82号)第2条第1項に規定する農薬を含む。	
ヘキサクロロベンゼン、アルドリン、ディルドリン、エンドリン、DDT、クロルデン類、トキサフェン又はマイレックス、PFOS又はその塩、ペンタクロロベンゼン、アルファー－ヘキサクロロシクロヘキサン、ベーター－ヘキサクロロシクロヘキサン、ガムマー－ヘキサクロロシクロヘキサン、クロルデコンが使用されている医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第2条第1項に規定する医薬品、同条第2項に規定する医薬部外品又は同条第4項に規定する医療機器を含む。	
ポリ塩化ビフェニルが使用されている以下の製品を含む。 ①潤滑油、切削油及び作動油 ②接着剤(動植物系のものを除く。)、パテ及び閉そく用又はシーリング用の充填料 ③塗料(水系塗料を除く。)、印刷用インキ及び感圧複写紙 ④液体を熱媒体とする加熱用又は冷却用の機器 ⑤油入変圧器並びに紙コンデンサー、油入コンデンサー及び有機皮膜コンデンサー ⑥エアコンディショナー、テレビジョン受信機及び電子レンジ	
ポリ塩化ナフタレン(塩素数が2以上のものに限る。)が使用されている以下の製品を含む。 ①潤滑油及び切削油 ②木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤 ③塗料(防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。)	
アルドリン及びDDTが使用されている以下の製品を含む。 ①木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤 ②塗料(防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。)	
ディルドリンが使用されている以下の製品を含む。 ①木材用の防腐剤、防虫剤及びかび防止剤 ②塗料(防腐用、防虫用又はかび防止用のものに限る。) ③羊毛(脂付き羊毛を除く。)	